

池袋駅地区バリアフリー基本構想

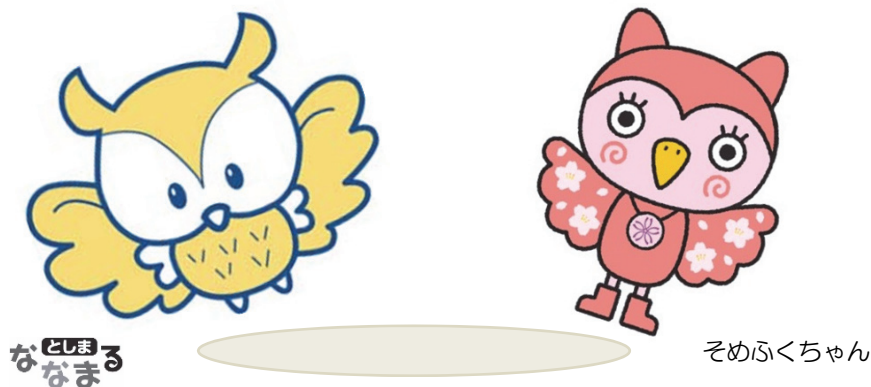
－ 概要版 －

平成 31 年（2019 年）4 月改定 豊島区

豊島区では、池袋駅を中心とした地区において、誰もが安全、安心、快適に移動し、利用することができるバリアフリー空間整備の推進のため、平成 23 年 4 月に「池袋駅地区バリアフリー基本構想」を策定しました。また、平成 27 年の豊島区本庁舎の移転にあわせて周辺のバリアフリー化を進めるため、平成 26 年 4 月に「池袋駅地区バリアフリー基本構想【エリア拡大編】」を策定し、重点整備地区を拡大しました。

現在、重点整備地区の内外では、Hareza 池袋（区庁舎跡地等）や造幣局地区など、新たなまちづくりが進んでいます。また、平成 30 年 11 月には改正バリアフリー法が一部施行され、「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が新たに法の理念として盛り込まれました。こうした状況をふまえ、推進すべき取り組みを見直し、バリアフリー基本構想の改定を行いました。

今後は、本構想に定めた基本方針に基づき、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進していきます。



1 基本構想の位置づけ

(1) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー法に基づくバリアフリー基本構想（以下、基本構想）は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区において「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。



改正バリアフリー法とは？

平成 30 年 11 月に一部施行された改正バリアフリー法では、障害者差別解消法の施行などを受け、法の理念として「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が明確に示されました。また、ハード・ソフトが一体となったさらなる取り組みの推進が位置づけられています。

(2) 豊島区での取り組みの経緯

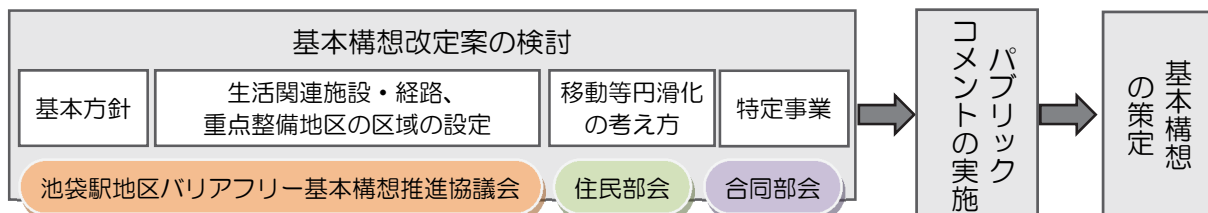
豊島区では、平成 21 年より基本構想の検討を始め、平成 26 年の【エリア拡大編】を経て、各事業者における特定事業を推進してきました。

今回の改定では、新たなまちづくりの動向を踏まえて重点整備地区を拡大するとともに、生活関連施設・生活関連経路を追加し、追加の特定事業を検討しています。検討と並行して公布、施行された改正バリアフリー法については、可能な範囲で理念や考え方を反映して策定を進めました。

平成 21～平成 22 年度	池袋駅地区バリアフリー基本構想の検討
平成 23 年 4 月	池袋駅地区バリアフリー基本構想 策定
平成 23～平成 25 年度	各事業者における特定事業の推進
↓	◇ 豊島区新庁舎の整備計画（平成 27 年春の豊島区役所移転）
平成 26 年 4 月	池袋駅地区バリアフリー基本構想【エリア拡大編】策定
平成 26～平成 29 年度	各事業者における特定事業の推進
↓	◇ 旧庁舎跡地における Hareza 池袋の整備 ◇ 造幣局地区における防災公園の整備等
平成 30 年度	池袋駅地区バリアフリー基本構想 改定の検討
平成 31 年 4 月	池袋駅地区バリアフリー基本構想（改定版）策定

2 基本構想改定の経緯

本基本構想は、協議会・住民部会・合同部会等により、多様な利用者と事業者等との意見交換を実施し、策定します。



3 基本方針



基本構想の位置づけや旧基本構想における課題等を踏まえ、以下の基本方針（基本的な目標）を設定しました。

- ① **池袋駅及び東池袋駅から広がる地下通路を含む駅周辺の連続的なバリアフリー整備**
 - ✧ 通行量の多い道路及び地下通路における、迂回の少ないスムーズな上下移動の動線に配慮した、連続的なバリアフリー整備
- ② **通行量が多く人の流れが複雑な通路や路線の快適化**
 - ✧ 地下通路や駅周辺の主要路線における、安全・快適な移動空間の確保
 - ✧ 関係者の連携によるサイン等案内誘導システムの整備による移動支援の充実
- ③ **事業の集中と他のまちづくりとの連携**
 - ✧ 利用者の多い公共施設や商業施設、また新たなまちづくりの動向を見据えて重点整備地区を設定し、重点的・一体的に整備
 - ✧ エリア拡大を行った東池袋駅周辺に加え、新たなまちづくりが予定されるエリアを重点整備地区に追加
- ④ **関係事業者との連携**
 - ✧ 関係者間で十分な調整を行った上で構想・計画を策定
 - ✧ 実施以降も継続的に連携し、一体的で質の高いバリアフリーの実現を図る
 - ✧ 特に重要性の高い事業においては、計画段階を含めた適切な機会に高齢者・障害者等の当事者の意見をきく機会を設けるよう働きかける
- ⑤ **心のバリアフリー（理解・協力・支援）及び人的対応の充実**
 - ✧ 区と区民や関係者との協働により、交通マナーやモラルの向上をはじめ、障害への理解や配慮、手助け、声かけの動機づけとなるような取り組みに努める
 - ✧ 各事業者は、「障害の社会モデル※」を踏まえ、ソフト対策や人的対応をさらに充実
- ⑥ **社会背景の変化に合わせた継続的な改善（スパイラルアップ）**
 - ✧ これまでの事業の進捗状況や社会背景の変化を踏まえ、継続的な改善を図る

※障害の社会モデルとは、障害は「社会的差別や抑圧、不平等」によってもたらされるものであり、「社会や周囲の環境の問題」とであるという考え方。一方、個人モデルとは、障害を「個人側の機能障害の問題」として捉え、日常生活を送るために障害者個人が社会に合わせるという考え方。



生活関連施設とは・・・

「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことです。

生活関連経路とは・・・

「生活関連施設相互間の経路」のことです。

重点整備地区とは・・・

「生活関連施設や生活関連経路を含んだ地区」のことです。

(1) 生活関連施設の設定

旧基本構想における生活関連施設設定の考え方を基本に、高齢者、障害者等が多く利用するなど、公共性の高い施設を「生活関連施設」として設定します。

項目	設定根拠（対象）	
旅客施設	・池袋駅（JR・西武・東武・東京メトロ）、東池袋駅、東京さくらトラム（都電荒川線）の停留場、バス停留所及び都市計画バスターミナル	
公共・公益施設	・重点整備地区内の全ての官公庁施設及び福祉施設 ・ゆうゆう窓口のある郵便局	
都市公園	・重点整備地区内の全ての公園	
路外駐車場	・都市計画駐車場	
その他の建築物	商業施設	・池袋駅に通路で直結している商業施設 ・売場面積 2,000 m ² 以上の商業施設
	文化施設	・豊島公会堂、東京芸術劇場、中央図書館 ・重点整備地区内の全ての民間の映画館
	宿泊施設	・客室数500 以上の宿泊施設

(2) 生活関連経路の設定

旧基本構想における生活関連経路設定の考え方を基本に、「生活関連経路」は旅客施設と他の各生活関連施設との間を結ぶ経路、及びそれぞれの生活関連施設間を結ぶ経路とし、地区内の回遊性に配慮した設定とします。

周囲の状況等により各種基準に適合したバリアフリー化整備が難しい箇所のうち、通行量や生活関連施設の立地状況等から利用勝手の向上が望まれる箇所については、「準生活関連経路」として位置づけます。

(3) 重点整備地区の設定

生活関連施設及び経路の設定を踏まえ、重点整備地区の区域を設定しました。（p6～）

5 移動等円滑化の考え方（抜粋）

住民部会で整理した課題等をもとに、ソフト対策や人的対応・心のバリアフリーの取り組みも含めて、バリアフリー化に向けて事業者が留意すべき事項や連携して取り組むべき事項を整理し、「移動等円滑化の考え方」として取りまとめました。

■ 多くの事業者に共通する事項

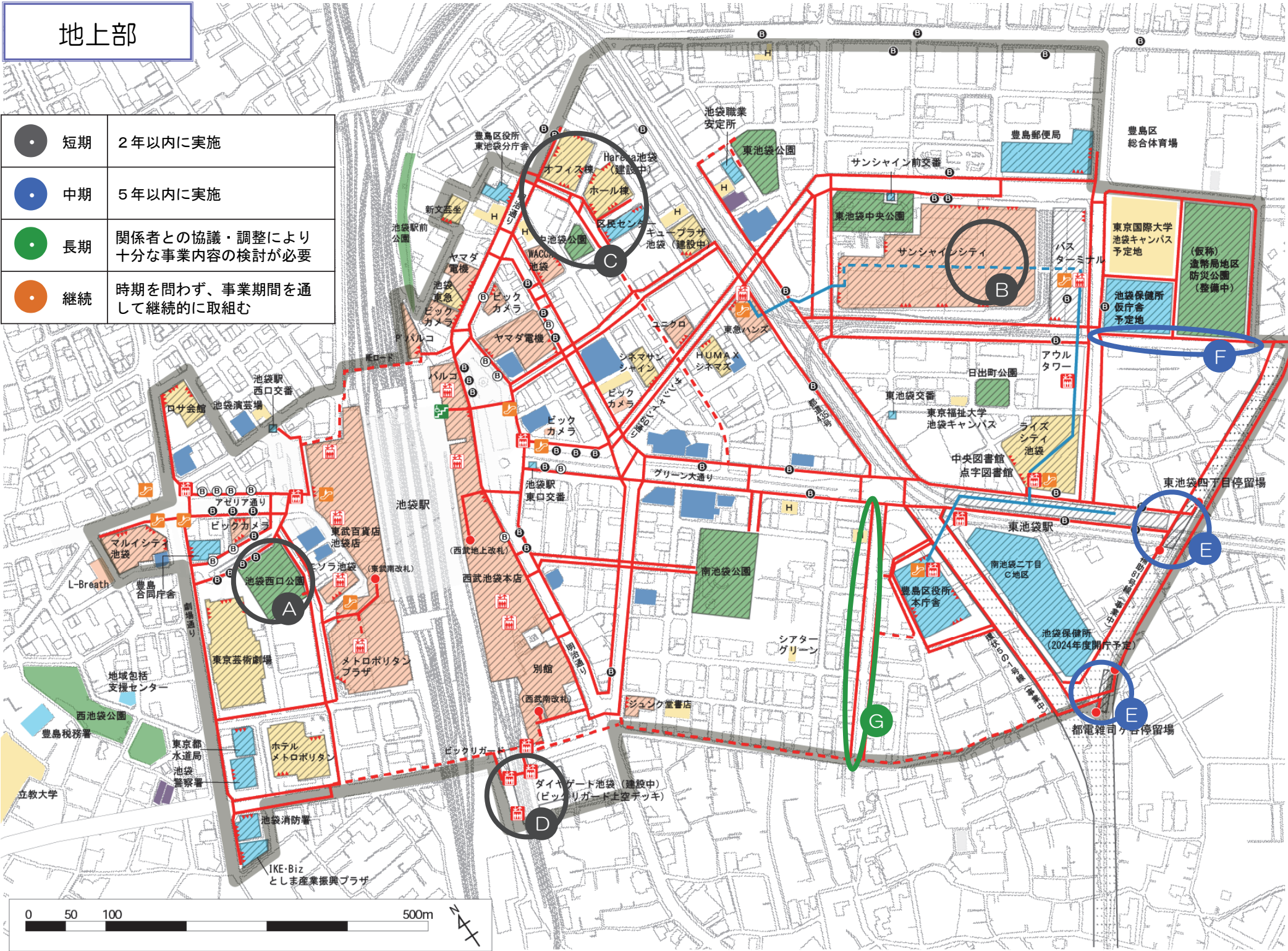
項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
視覚障害者誘導用ブロック	・形状・寸法は JIS T9251 規格に合わせたものとする。 ・地区内の生活関連経路は、原則、ブロックを連続的に敷設する。 ・屋内建築物の場合、建築物内の通路など危険箇所等以外の誘導は、JIS 規格に関わらず、高さが低いもの等の採用を検討する。 (採用にあたっては当事者意見を踏まえて検討)  JIS 規格のブロック					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
聴覚障害者等の利用に留意した対応	・通常時、非常時それぞれについて、聴覚障害者の情報保障やコミュニケーションを支援するための仕組みやツールを整える。 ・トイレや会議室に、緊急事態がわかるフラッシュライトを設置することが望ましい。					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
垂直移動施設	・障害者対応のエレベーター設備の導入を推進する。障害者用押ボタン(開延長機能)、点字または浮彫ボタン、足元が確認できる鏡、ガラス窓、音声案内等の改善等。 ・主要な動線となるエスカレーターは、可能な限り上りと下りの両方を設けることが望ましい。					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
人的対応・心のバリアフリー	・出入口から案内所までの視覚障害者誘導用ブロックを整備し、案内所からは人的サポートが受けられるなど、施設整備と人的対応が連動した誘導の仕組みを整える。					

■ 事業者種別に固有の事項

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
道路・交通安全【交差点】	・生活関連経路を構成する交差点においては、バリアフリー対応信号機を導入し、横断歩道には、エスコートゾーンの整備を推進する。					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
路外駐車場【駐車場・車寄せ】	・車椅子使用者が利用しやすい(広いスペースの確保・出入口に近い・上屋の設置)駐車場を確保することが望ましい。					

6 特定事業の概要

生活関連施設・経路、及び重点整備地区を示すとともに、主な特定事業の概要について、事業の実施時期別に示します。
※特定事業とは、「生活関連施設及び生活関連経路におけるバリアフリー化を具体化するための事業」のことです。



■ 主な短期事業の概要

場所	事業の概要	事業者
—	道路特定事業【区道—サイン等の案内誘導】 ・現在地や主要目的地の位置情報をわかりやすく提供する。	豊島区
A	都市公園特定事業【池袋西口公園—全体】 ・移動等円滑化の考え方や区民意見を反映し、多様な利用のされ方に配慮した公園を整備する。	豊島区
B	路外駐車場特定事業 【サンシャインシティ駐車場—駐車場】 ・身障者専用スペースの増設・思いやりスペースの新設を行う。	サンシャインシティ
C	建築物特定事業 【Haraeza 池袋—視覚障害者誘導用ブロック】 ・歩道から施設内の案内設備まで、誘導ブロックを連続的に設置する。	豊島区 東京建物
D	その他の事業 【ビックリガード上空デッキ—垂直移動設備】 ・多様な利用者に配慮したエレベーターを設置する。（カメラおよびガラス窓の設置等）	西武鉄道

■ 主な中期事業の概要

場所	事業の概要	事業者
E	公共交通特定事業 【東京さくらトラム（都電荒川線）—停留場】 ・補助 81 号線の整備にあわせ、停留場ホームへの固定式ホーム柵の設置及びスロープの勾配改善を行う。	東京都
F	道路特定事業【区道—道路整備】 ・造幣局跡地周辺の歩道の確保及び無電柱化を行う。 ・道路から歩道状空地や街区内通路、施設出入口等へのブロックの連続性を確保する。（補助 176 号線）	豊島区
—	交通安全特定事業【交差点】 ・生活関連経路へのバリアフリー対応信号機及びエスコートゾーンの設置を推進する。	警察

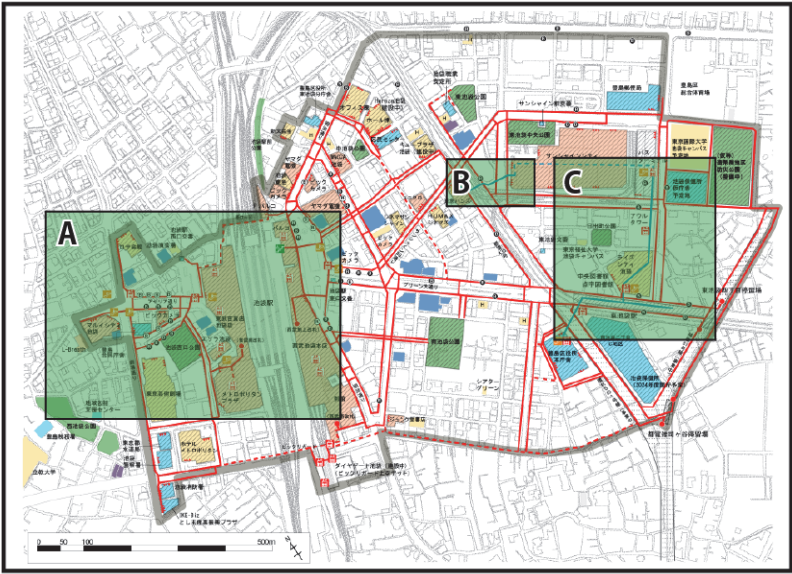
■ 主な長期事業の概要

場所	事業の概要	事業者
G	道路特定事業【区道—道路整備】 ・環状 5 の 1 号線の開通に合わせ、歩道幅幅を含めた大規模な改修を検討する。	豊島区

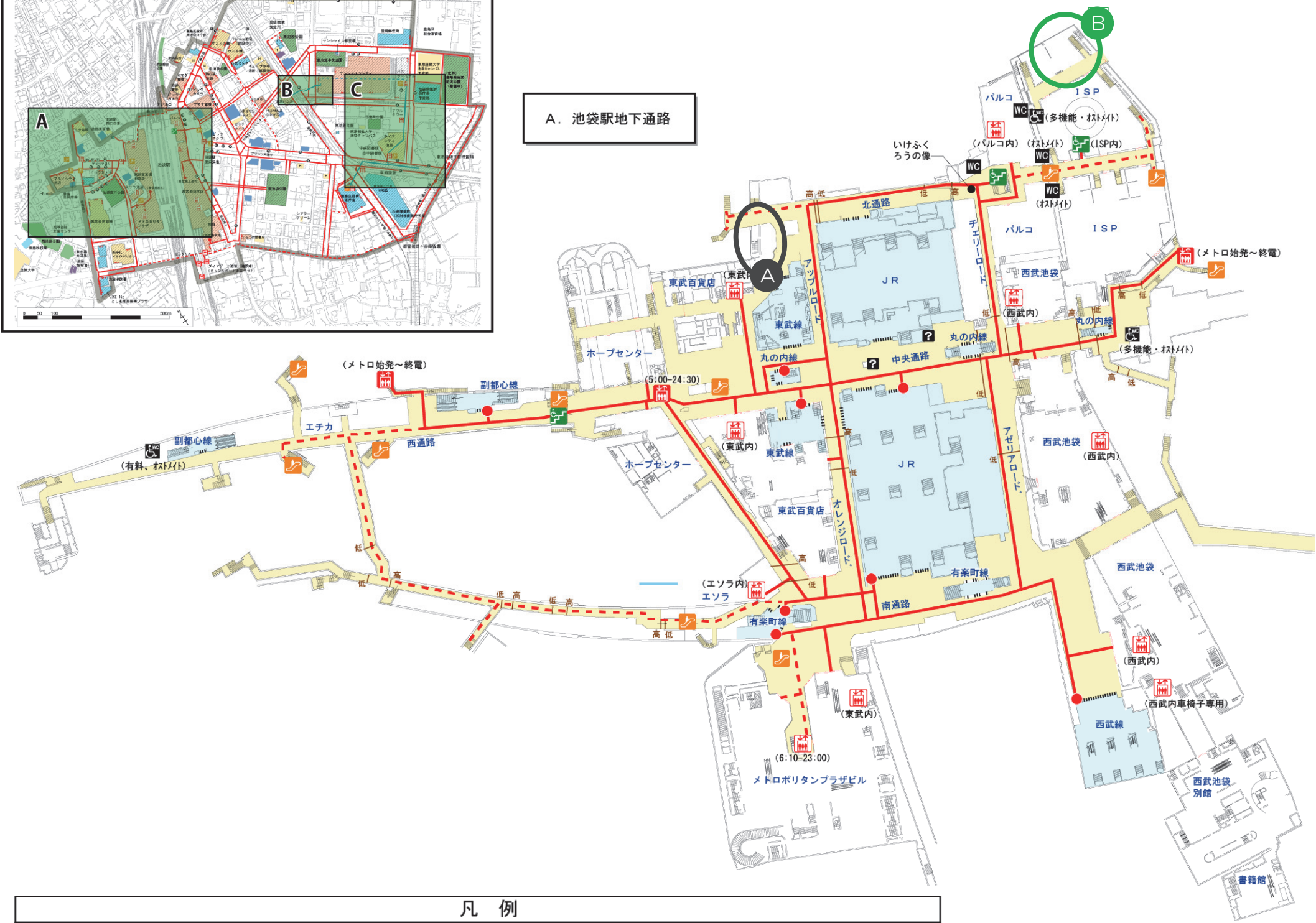
■ 主な継続事業の概要

場所	事業の概要	事業者
—	公共交通特定事業 【バス—人的対応・心のバリアフリー】 ・運転手の接遇向上、機器操作の習熟について、研修等を通じて継続的に取り組む。	東京都

地下部—池袋駅地下通路



A. 池袋駅地下通路



凡 例		
【上下移動】	【施設等】	【その他】
エレベーター (通路等に設置されたもの)	階段昇降機 (エスカル等)	トイレ (手すりあり)
エレベーター (商業施設等営業時間内は利用可能)	車椅子使用者用トイレ (多機能) : 車椅子使用者や乳幼児連れ 等広く利用できるトイレ (オストメイト) : オストメイト対応トイレ	通路
エスカレーター	傾斜路	改札内
		改札口
		百貨店入口
生活関連経路	準生活関連経路	主な有人改札 (改札内E V利用可)

■ 主な短期事業の概要

場所	事業の概要	事業者
全体	公共交通特定事業 【池袋駅—サイン等の案内誘導】 ・池袋ターミナル案内サインガイドライン に基づき、サインを改善する。	鉄道事業者 各社 他
A	公共交通特定事業【池袋駅(東武)—ホーム】 ・ホームドアを設置する。	東武鉄道
—	公共交通特定事業 【池袋駅(東京メトロ)—券売機】 ・改修時等に合わせ、蹴込みを設置する。	東京地下鉄

■ 主な中期事業の概要

場所	事業の概要	事業者
—	公共交通特定事業 【池袋駅—サイン等の案内誘導】 ・改修時に合わせ、移動等円滑化の考え方 に基づき、音声案内方法を検討する。 ・中央通路に面する改札口では、他事業者と 混同しない案内方法等を検討する。	東武鉄道 東京地下鉄 JR(長期)

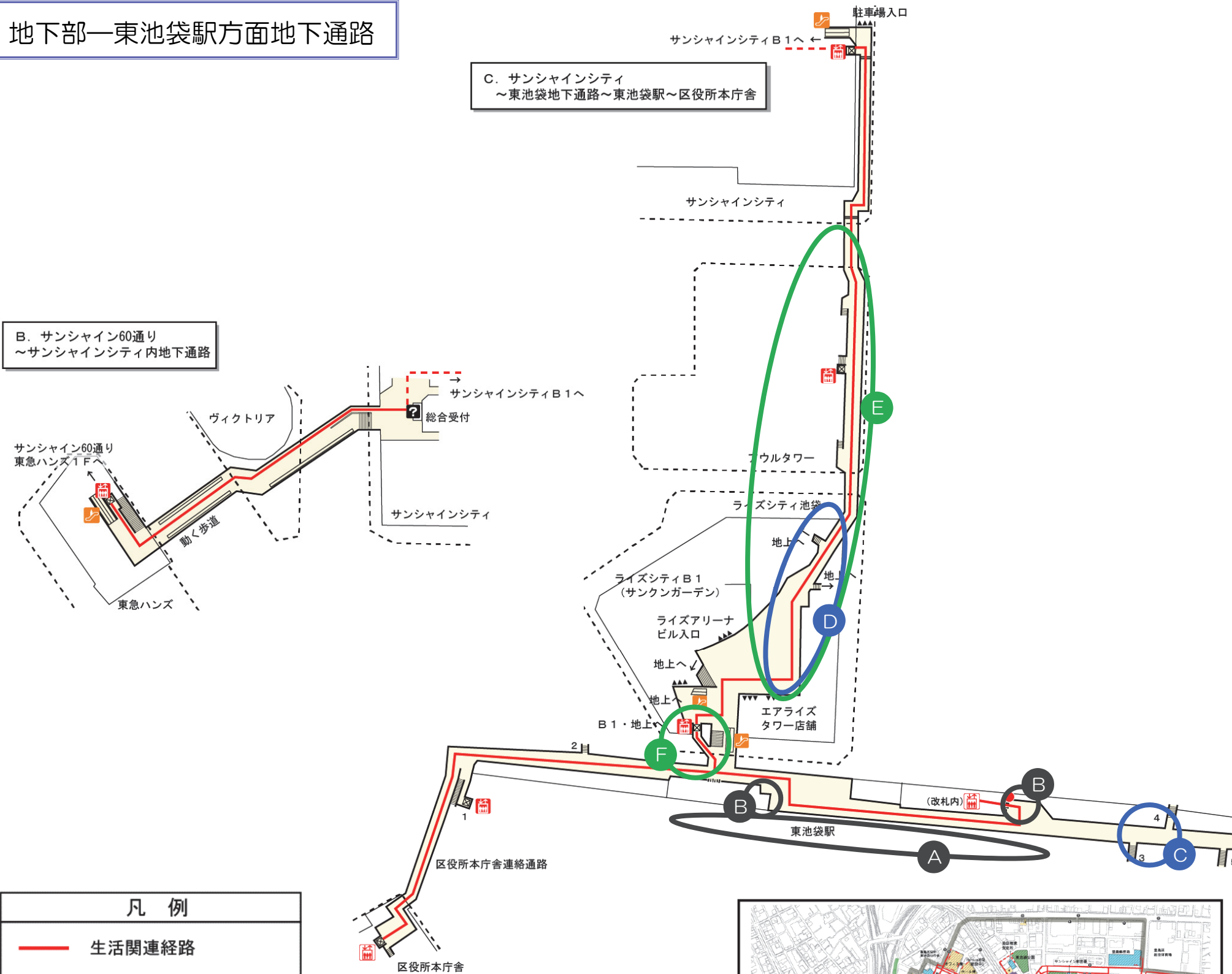
■ 主な長期事業の概要

場所	事業の概要	事業者
—	公共交通特定事業【池袋駅—垂直移動設備】 ・各ホームへのエレベーターの設置、もしくは、 関係者との連携により東口への初終電 対応エレベーターの新設を検討する。 ・エレベーター新設時には、関係者との連携 により、池袋ターミナル案内サインガイド ラインに基づき、案内誘導の充実を図る。	西武鉄道 他(連携)
B	路外駐車場特定事業 【ISP パーキング—垂直移動設備】 ・将来的な駅前広場の改修時等に合わせ、 誰もが使いやすい垂直移動手段の確保 に努める。	ISP

■ 主な継続事業の概要

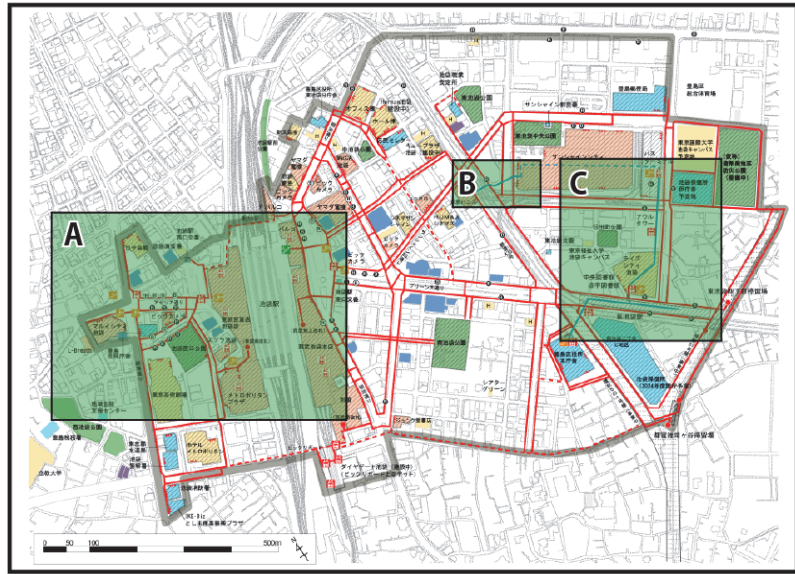
場所	事業の概要	事業者
—	公共交通特定事業 【人的対応・心のバリアフリー】 ・聴覚障害者の緊急時のコミュニケーショ ンのため、人的対応の充実を努める。	JR 東京地下鉄
—	公共交通特定事業 【人的対応・心のバリアフリー】 ・多様な利用者への接遇対応を充実するた めの社員研修を実施する。	西武鉄道 東武鉄道 東京地下鉄

地下部—東池袋駅方面地下通路



凡 例	
—	生活関連経路
- - -	準生活関連経路
●	主な有人改札 (改札内E V利用可)
 	改札口
E	エレベーター
E (施設内)	エレベーター (施設内)
E (施設内)	エスカレーター
▲▲▲	施設入口
- - - - -	敷地境界 (地上部)

●	短期	2年以内に実施
●	中期	5年以内に実施
●	長期	関係者との協議・調整により 十分な事業内容の検討が必要
●	継続	時期を問わず、事業期間を通 して継続的に取り組む



■ 主な短期事業の概要

場所	事業の概要	事業者
A	公共交通特定事業 【東池袋駅—サイン等の案内誘導】 ・東池袋駅のホームドアの両側での点字案内の設置を実施する。	東京地下鉄
B	公共交通特定事業【東池袋駅—券売機】 ・改修時にあわせ、視覚障害者が利用しやすい券売機の設置を検討する。	東京地下鉄

■ 主な中期事業の概要

場所	事業の概要	事業者
B	公共交通特定事業 【東池袋駅—サイン等の案内誘導】 ・「当駅」の位置がわかりやすい路線図の作成を検討する。	東京地下鉄
C	公共交通特定事業【東池袋駅—垂直移動設備】 ・都電との乗り換えのための、垂直移動の利便性向上を図る (地上⇄改札階のエレベーター増設)。	東京地下鉄
D	建築物特定事業【ライズシティー通路】 ・弱視者等にも配慮した地下通路の照明設備の適切な運用を検討する。	ライズシティ

■ 主な長期事業の概要

場所	事業の概要	事業者
E	建築物特定事業 【地下通路—視覚障害者誘導用ブロック】 ・将来の改修時にあわせ、移動等円滑化の考えに基づき、誘導ブロックの仕様の見直しを検討する。	ライズシティ アウルタワー
F	建築物特定事業 【ライズシティー垂直移動設備】 ・地上から東池袋駅エレベーターまでの動線にある手すりの位置等、利用環境の改善策を検討する。	ライズシティ

■ 主な継続事業の概要

場所	事業の概要	事業者
—	公共交通特定事業 【人的対応・心のバリアフリー】 ・サービス介助士資格の全駅社員取得を推進する。	東京地下鉄
—	公共交通特定事業 【人的対応・心のバリアフリー】 ・ポスター掲出等により、ヘルプマークの周知を行う。	東京地下鉄

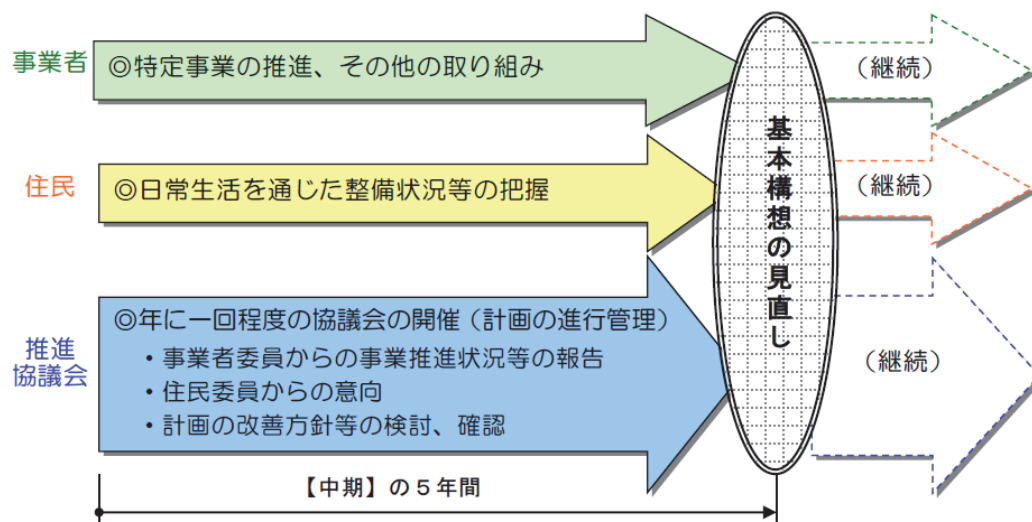
7 心のバリアフリー・人的対応への取り組み

街なかで不便を感じている方々のことを理解し、気遣い、協力できるような社会をつくるために、心のバリアフリーの普及啓発や人的対応への取り組みを図っていきます。



8 実現に向けて

基本構想の作成後は、その実現に向け、特定事業計画の作成や事業実施に渡り、住民参加により継続的な進行管理を行い、スパイラルアップ（社会背景の変化に合わせた継続的な改善）を推進していきます。



池袋駅地区バリアフリー基本構想【概要版】

編集・発行

豊島区 保健福祉部 福祉総務課 / 都市整備部 都市計画課
〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-45-1
電話 03-4566-2640 (代表) / FAX 03-3980-5135